

## 令和 8 年度県民意識調査業務委託契約書（案）

秋田県知事 鈴木 健太（以下「甲」という。）と△△△△△△△△△△（以下「乙」という。）とは、令和 8 年度県民意識調査業務について、次のとおり委託契約を締結する。

（委託）

第 1 条 甲は、令和 8 年度県民意識調査（以下「委託業務」という。）の実施を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（委託期間）

第 2 条 この契約による委託期間は、契約締結の日から令和 8 年 8 月 31 日までとする。

（委託料）

第 3 条 委託料は、XXXXXXX 円（うち消費税及び地方消費税額 XXXXX 円）とする。

（契約保証金）

第 4 条 甲は、乙が納付すべき契約保証金を秋田県財務規則第 178 条第 3 号の規定により免除する。

※契約保証金が必要となる場合は、条文が変更となります。

（委託事務の処理方法）

第 5 条 乙は、令和 8 年度県民意識調査業務委託仕様書及び甲が必要に応じて指示する事項を遵守の上、委託業務を処理するものとする。

（権利の譲渡等の制限）

第 6 条 乙は、この契約に係る権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ書面による甲の承認を受けたときは、この限りではない。

（再委託の制限）

第 7 条 乙は、委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ書面による甲の承認を受けたときは、この限りではない。

（実地調査等）

第 8 条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況について随時に実地調査し、乙に対して報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

(損害の負担)

第9条 委託業務の実施について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りではない。

2 乙は、委託業務の実施に当たり第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(成果品の提出)

第10条 乙は、委託業務を完了したときは、甲に対し、成果品を添えて業務完了報告書を提出しなければならない。

(検査)

第11条 甲は、前条の業務完了報告書と成果品を受領したときは、その日から10日以内に、成果品について検査を行うものとする。

2 乙は、成果品が前項の検査に合格しなかったときは、甲の指定する期間内に、その指示に従い、これを改善し、再検査を受けなければならない。この場合において、再検査の期限については、前項の規定を準用する。

3 前項の改善に要する費用は、すべて乙の負担とする。

(委託料の支払い)

第12条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、委託料請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の委託料請求書が正当であると認めたときは、当該書類を受領した日から30日以内に乙に対し、委託料を支払うものとする。

(契約の解除)

第13条 甲は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、この契約を解除することができる。

一 乙がこの契約に違反したとき。

二 乙の委託業務の処理が不相当と甲が認めたとき。

三 乙がこの契約を履行することができないと甲が認めたとき。

四 乙が入札参加資格要件を満たしていないことが明らかになったとき。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合には、甲に対してその損害賠償を請求することができない。

(損害賠償)

第14条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(契約の費用)

第15条 この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、乙の負担とする。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第16条 乙は、委託業務の実施に際して知り得た事実を他に漏らしてはならない。

ただし、あらかじめ甲の承認を得たとき、又は乙の責めに帰すべき事由によらずして公知となったときは、この限りではない。

2 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについて、個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

(著作権)

第17条 乙が委託事務の実施により取得した著作権は、甲に帰属するものとする。

(信義則)

第18条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義の決定)

第19条 この契約について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、協議が整わない場合は、甲の解釈によるものとする。

(履行の決定)

第20条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、甲乙協議の上、決定するものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年4月 日

甲 秋田県秋田市山王四丁目1番1号

秋田県知事 鈴木 健 太

乙 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○ ○ ○ ○ ○